国際石油開発帝石株式会社
INPEX CORPORATION

平成 25 年 5 月 20 日

各　位

会社名　　国際石油開発帝石株式会社
代表者名　代表取締役社長　北村 俊昭
（コード番号 1605　東証第一部）
問合せ先　広報・IR ﾕﾆｯﾄｼﾞｪﾈﾗﾙﾏﾈｰｼﾞｬｰ　橘高 公久
電話番号　03-5572-0233

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 7 回定時株主総会及び必要な種類株主総会（以下、第 7 回定時定時株主総会等）に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、同日「定款の一部変更に関するお知らせ」として公表しておりましたが、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」の内容を一部変更し、改めて第 7 回定時株主総会等に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「変更案 2」について、条数の繰り下げに伴い引用する条項の条数も変更する必要があるため、当該変更を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための第 7 回定時株主総会等開催日	平成 25 年　6 月 25 日（予定）
定款変更（変更案 1）の効力発生日	平成 25 年　6 月 25 日（予定）
定款変更（変更案 2）の効力発生日	平成 25 年 10 月　1 日（予定）

以　上

国際石油開発帝石株式会社
INPEX CORPORATION

別紙

（下線部は変更部分を示します。また、網掛け文字（　の箇所）は平成 25 年 5 月 10 日公表の変更定款案の変更をした内容を示します。）

① 変更案 1

現　行　定　款	変　更　案　1
第1条～第37条　（条文省略）	第1条～第37条　（現行どおり）
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第38条～第44条　（条文省略）	第39条～第45条　（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第46条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第45条～第48条　（条文省略）	第47条～第50条　（現行どおり）

国際石油開発帝石株式会社
INPEX CORPORATION

② 変更案２

変更案１による変更後の定款	変　更　案　２
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条～第5条　（条文省略）	第1条～第5条　（現行どおり）
第2章　株　式	第2章　株　式
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,000,001株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、9,000,000株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,600,000,001株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、3,600,000,000株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。
（新　設）	（単元株式数） 第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、甲種類株式につき1株とする。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利

国際石油開発帝石株式会社
INPEX CORPORATION

（新　設）	（単元未満株式の売渡請求） 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
第7条～第9条　（条文省略）	第10条～第12条　（現行どおり）
第10条 当会社は、毎年3 月31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2　（条文省略） 3　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
第3章　種類株式	第3章　甲種類株式
第11条　（条文省略）	第14条　（現行どおり）
（取締役会の選解任） 第12条　（条文省略） 2　第28条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下「取締役の選任または解任に関する100分の20要件」という。）が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものと	（取締役会の選解任） 第15条　（現行どおり） 2　第32条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下「取締役の選任または解任に関する100分の20要件」という。）が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものと

みなす。 3　取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。 （重要な資産の全部または一部の処分等） 第13条　（条文省略） 2　当会社子会社の重要な資産の処分等については、第33条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。 （定款変更） 第14条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。 ①　当会社の目的 ②　当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与	みなす。 3　取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第32条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。 （重要な資産の全部または一部の処分等） 第16条　（現行どおり） 2　当会社子会社の重要な資産の処分等については、第37条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。 （定款変更） 第17条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。 ①　当会社の目的 ②　当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された甲種類株主総会における議決権を除く。）の付与

（統合） 第15条　（条文省略） 2　第28条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。）が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。 3　甲種類株主による異議申立てなく第28条第4項に定める異議申立て期間が経過した場	（統合） 第18条　（現行どおり） 2　第32条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）」の要件（以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。）が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。 3　甲種類株主による異議申立てなく第32条第4項に定める異議申立て期間が経過した場

合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。	合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
4　当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第12条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。	4　当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第15条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。
5　当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第14条の規定に従ってこれを決する。	5　当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第17条の規定に従ってこれを決する。
第16条～第18条　（条文省略）	第19条～第21条　（現行どおり）
（剰余金の配当および中間配当） 第19条 甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。	（剰余金の配当および中間配当） 第22条 甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

（残余財産の分配） 第20条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。	（残余財産の分配） 第23条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。
（種類株式の取得請求権および取得条項） 第21条　（条文省略） 2　（条文省略） 3　本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日（以下あわせて「取得価格基準日」という。）の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。	（甲種類株式の取得請求権および取得条項） 第24条　（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　本条に基づく甲種類株式の取得価格は、第1項の場合は取得請求日、第2項の場合は取得日の前日（以下あわせて「取得価格基準日」という。）の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。
第4章　株主総会	第4章　株主総会
（招集） 第22条　（条文省略） 2　株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。 3　第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第12条および第15条に規定する場合であって、第28条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総	（招集） 第25条　（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必要である旨を記載するものとする。ただし、第15条および第18条に規定する場合であって、第32条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総

会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。	会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。
（議長） 第23条 社長は、株主総会の議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。	（議長） 第26条　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第24条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第27条　（現行どおり）
（決議） 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	（決議） 第28条　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第29条　（現行どおり）

（議事録） 第27条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。	（議事録） 第30条　（現行どおり）
（新　設）	（普通株式の株主による種類株主総会） 第31条 第25条第2項、第26条、第27条、第28条、第29条および第30条の規定は、普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。 2　第13条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される普通株式の株主による種類株主総会にこれを準用する。
（甲種類株主総会） 第28条　（条文省略） 2　（条文省略） 3　当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第12条または第15条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等（これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。）を甲種類株主に対し提出するものとする。 4　甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において（1）第12条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または（2）第15条第1項①②③	（甲種類株主総会） 第32条（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第15条または第18条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当会社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等（これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。）を甲種類株主に対し提出するものとする。 4　甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において（1）第15条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または（2）第18条第1項①②③

それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当会社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当会社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件（以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。）を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当会社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。	それぞれの本文に定める場合において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当会社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当会社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件（以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。）を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当会社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。
5　（条文省略）	5　（現行どおり）
6　当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第12条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間（ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間）は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。	6　当会社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第15条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間（ただし、第4項の定めにかかわらず異議申立ての期間経過以前に異議申立てを行わない旨の通知が当会社になされた場合には当該通知の受領時点までの間）は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。
7　第23条、第26条および第27条の規定は、甲種類株主総会において準用する。	7　第26条、第29条および第30条の規定は、甲種類株主総会において準用する。
第5章　取締役および取締役会	第5章　取締役および取締役会

（取締役の員数および選任方法） 第29条 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、第12条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。 2　（条文省略） 3　（条文省略） 第30条～第32条（条文省略）	（取締役の員数および選任方法） 第33条 当会社の取締役は、16人以内とし、当会社株主総会の決議によって選任する。ただし、第15条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。 2　（現行どおり） 3　（現行どおり） 第34条～第36条　（現行どおり）
（当会社子会社の重要な資産の処分等） 第33条 当会社子会社（第11条（7）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）の重要な資産の処分等（第11条（8）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。 2　（条文省略） 3　（条文省略）	（当会社子会社の重要な資産の処分等） 第37条 当会社子会社（第14条（7）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）の重要な資産の処分等（第14条（8）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。 2　（現行どおり） 3　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第34条　（条文省略） 2　第32条第5項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。	（取締役会の議事録） 第38条　（現行どおり） 2　第36条第5項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
第35条～第50条（条文省略）	第39条～第54条　（現行どおり）

以上